平成２２年（フ）第１４５号
熊本県八代市昭和同仁町944番地２地先
債務者　大住　千春
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮川　輝之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第３４３１号
名古屋市中川区尾頭橋１丁目８番９号
債務者　中村　俊雄
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村瀬　俊高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月３日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０１８号
兵庫県芦屋市川西町２番５号　プチメゾン芦屋202、前住所大阪府豊中市上新田３丁目１番７―502号
債務者　下野　勝弘
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津久井　進
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０１３号
兵庫県西宮市里中町３丁目３番５―202号、前の住所兵庫県西宮市大森町10番３―401号
債務者　飯田　　信
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我　智史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３０４号
富山市小泉町13番地　ルヴェール小泉303号
債務者　村上　　潤
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　貴之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６３０号
静岡県榛原郡吉田町住吉1684番地の15、旧住所静岡県牧之原市東萩間2259番地68
債務者　町田　志朗
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田治盈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７５号
山口県柳井市柳井1004番地
債務者　松尾　和隆
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白木健太朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第５３５号
埼玉県八潮市大字南川崎141番地８　サンハイツ２―205
債務者　関戸　英明
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹川　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５３６号
栃木県那須塩原市箭坪18番地39
債務者　関戸　栄子（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹川　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４７３号
長崎県長崎市上小島３丁目14番６号
債務者　竹内　妙子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　譲二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
山口県熊毛郡平生町大字平生村920番地の８
債務者　三谷　一枝
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出口　裕理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１３６号
山口県熊毛郡上関町大字室津199番地の24
債務者　片岡　光男
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　勉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
山口地方裁判所岩国支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１１４号
北海道網走郡美幌町字美禽18番地の108
債務者　小田島　哲
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
山形県酒田市ゆたか１丁目８番地の10　西友ハイツ１Ｄ号
債務者　菅原美恵子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第３１４号
埼玉県深谷市蓮沼432番地１
債務者　栗田　武信
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１３７７号
千葉市中央区新宿２丁目13番７―901号
債務者　川村　　昭
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４６４号
千葉県八千代市村上1113番地１　２街区35棟306号
債務者　山崎　麻貴（旧姓勝田）
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係